

川崎市スポーツ・文化総合センター利用に関する減免措置取扱要綱運用指針

川崎市スポーツ・文化総合センター利用に関する減免措置取扱要綱（以下、「要綱」という。）の運用にあたり、要綱２の（１）ア及び（２）アの内容は次のとおりとし、要綱２の（１）ク及び（２）ケで規定する「その他特別な理由で市長が減免が必要と認める場合」については、区長が決定するものとする。

- １ 市がスポーツ振興に資する事務事業は、次のスポーツ振興事務事業とする。
 - （１） 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業
 - （２） 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業
 - （３） 教育委員会事務局学校教育部支援教育課及び健康教育課が所管する事務事業
- ２ 市が文化振興に資する事務事業は、次の文化振興事務事業とする。
 - （１） 市民文化局市民文化振興室が所管する事務事業
 - （２） 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する事務事業

附 則

この運用指針は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。